

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2022 年 12 月 19 日号



令和 4 年 12 月 16 日、与党より令和 5 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表された。

大綱では、「マーケット」、「産業」、「人材」への成長投資を一体的に強化するとともに、税制に限らない分配政策も適切に組み合わせることにより、一人でも多くの方が豊かさを享受できる「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出していくこととされている。そのために、オープンイノベーション促進税制は、M&A に適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とされ、研究開発税制においては、投資を増加させるインセンティブが更に強化されるほか、高度な研究人材に対する人件費を対象とする特別試験研究費の新たな類型が設けられる。

国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税が、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度から導入される。

また、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するために、令和 6 年度以降複数年かけて段階的に、法人税、所得税及びたばこ税について、税制措置が実施される予定とのことである。

大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 5 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

法人課税

1. 研究開発税制の見直し (p59)

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われる。

項目	改正案
税額控除率	次のとおり見直される。 <ul style="list-style-type: none">■ 増減試験研究費割合 > 12% ：税額控除率 = 11.5% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375<ul style="list-style-type: none">➢ 上限を 14% とする特例（原則 10%）：適用期限 3 年延長■ 増減試験研究費割合 ≤ 12% ：税額控除率 = 11.5% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25<ul style="list-style-type: none">➢ 下限 1%（現行 2%）

税額控除の上限	<p>令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、以下の特例が設けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限）を加算 ■ 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限）を減算 ■ 試験研究費の額 > 平均売上金額×10%の場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用される
試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限3年延長
基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限の到来をもって廃止

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しが行われる。

項目	改正案
増減試験研究費割合 > 9.4%の場合の特例 (税額控除率及び税額控除の上限)	<p>増減試験研究費割合 > 12%の場合に以下のとおりとする特例に見直され、適用期限が3年延長される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 税額控除率 = 12% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375 ■ 控除税額の上限に当期の法人税額×10%を上乗せ
試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限3年延長
基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例	適用期限の到来をもって廃止

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

対象となる特別試験研究費の額に、次のものが追加される。

追加される試験研究費の額	内容	税額控除率
特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額	<p>特別新事業開拓事業者：産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う一定の会社で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの</p>	25%
新規高度研究業務従事者が従事する試験研究に係る新規高度研究業務従事者に対する人件費の額	<p>次の要件を全て満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者に対する人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その法人の役員又は使用人である新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究であること ■ 新規高度人件費割合 / 前期の新規高度人件費割合 ≧ 1.03 である法人が行う試験研究（工業化研究を除く）であること ■ その他一定の要件に該当すること 	20%

研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費は対象となる特別試験研究費の範囲から除外される。



POINT:

研究開発投資を増加させるインセンティブを更に強化するため、一般試験研究費に係る税額控除制度に関する税額控除率及び控除税額の上限の上乗せ特例について見直しが行われる。税額控除率については、試験研究費の増加率に応じたメリットをより享受できるように控除率のカーブが見直される一方で、控除率の下限が引き下げられる等の見直しも行われる。また、控除税額の上限の上乗せ特例についても、一律に設定されている控除税額の上限を試験研究費の増減に応じて変動させる仕組みが導入される。

中小企業技術基盤強化税制についても同様に、研究開発投資を増加させるインセンティブを強化するため、税額控除率及び控除税額の上限の上乗せ特例について一定の見直しが行われる。

特別試験研究費の額に係る税額控除制度においては、研究開発型ベンチャー企業の定義を見直すことにより対象範囲を拡大するほか、博士号取得者や経験を積んだ外部人材を研究開発に活用することを促すために、試験研究費のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額が特別試験研究費の範囲に含まれることになる。

2. 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）（p58）

オープンイノベーション促進税制について、次の措置がとられる。

項目	改正案
対象となる特定株式の追加	<p>以下が追加される</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発行人以外から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得価額の上限は 200 億円 ➢ 特定株式の要件は特定事業継続期間を 5 年、取得価額要件を 5 億円以上、特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する等の見直しが行われる ➢ 特別勘定の取崩し事由についても一部見直しが行われる
対象となる取得価額上限の引下げ	<p>払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限が 50 億円（現行：100 億円）に引き下げられる</p>
対象からの除外	<p>以下の除外・限定が行われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 既にその総株主の議決権の過半数を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外 ■ 既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資について、その対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定



POINT:

このように、スタートアップ企業の出口戦略として IPO 以外の選択肢を拡充するために、ニューマネー（払込み）を伴わない既存株式（発行人以外からの購入）の取得も対象とされた。また、スタートアップの成長に真につながるよう、M&A から 5 年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合にはその後も減税メリットを継続させる仕組みが設けられた。これらにより、スタートアップの成長を強力に促すものとする改正案となっている。

3. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の拡充及び適用期限の延長（p66）

地域未来投資促進税制について、次の措置がとられた上、その適用期限が 2 年延長される（所得税についても同様）。

項目	改正案
特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合が追加される <ul style="list-style-type: none"> ➢ その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が 50 億円以上であること ➢ その承認地域経済牽引事業が 3 億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること ➢ 労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本措置の対象から、承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例により主務大臣の確認を受ける場合が除外される
承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の運用の改善が行われる <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要件の判定において売上高を計算する場合には、需要の変動等による影響を勘案した計算方法が用いられる ➢ 先進性に係る要件について、評価委員の評価精度の向上に向けた措置がとられる ■ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、サプライチェーンの強じん化に資する類型に該当しないものとして取り扱うこととされる ■ 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の10%以上の額であることとの要件が、対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額であることとの要件に見直される

4. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（DX 投資促進税制）の見直しと適用期限の延長（p7, p69）

以下のとおり主務大臣の確認要件の見直しが行われ、適用期限が2年延長される（所得税についても同様）。

項目	改正案
生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件	売上高が10%以上増加することが見込まれること
取組類型に関する要件	対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれること

令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等する資産については、本制度は適用されないことになる。また、大綱本文には記述はないが、大綱前文に人材育成・確保等に関連する事項の要件化の見直しも検討されている旨の記載がある。

5. スピンオフ税制の拡充（p65）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとされ、次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとされる（所得税についても同様）。

- その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること
- その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
- 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと
- その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと



POINT:

経済産業省からの要望にあったスピンオフ税制拡充のうち、一部持分を残したスピンオフについて適格再編となる途をひらいたものである。要望にあった完全子会社以外のスピンオフについては今回は措置が見送られている。2年間の時限立法となっているため、今後も見直しが行われることが予想される。

6. 株式交付についての特例の見直し（p72）

会社法の株式交付のうち一定のものにより子会社化した場合、株主における譲渡損益は、令和3年度税制改正により課税を繰り延べられることとされている（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）が、当該措置の対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合が除外される（所得税についても同様）。

この改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について適用される。



POINT:

他の組織再編と比べて課税繰延べの要件がやや緩やかであった株式交付について一定の厳格化が行われた。資産管理会社への株式の集約の利用が制約されることになると思われる。施行時期が通常の改正項目の半年遅れとされているのは、実務への影響の大きさに鑑みてのことであると推察される。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応 (p97、付記 p119)

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の基本的な仕組み (p97、付記 p119)

1) 納税義務者 (p97、付記 p119)

内国法人（公共法人を除く）は、各対象会計年度（下記 6)参照）の国際最低課税額（下記(2)参照）に対する法人税を納める義務があることとされる。

2) 課税の範囲 (p97、付記 p119)

特定多国籍企業グループ等（下記 3)参照）に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされる。

3) 特定多国籍企業グループ等の範囲 (p97、付記 p119)

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等（次に掲げるものをいい、多国籍企業グループ等※1 に該当するものに限る）のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5千万ユーロ相当額以上であるものとされる。

①	連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係る企業集団のうち、最終親会社※2に係るもの
②	会社等（上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

※1. 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国（その会社等の恒久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む）が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの及び上記②に掲げる企業グループ等をいう。

※2. 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等（他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る）をいう。

4) 所在地国の判定 (付記 p120)

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域とされる。

区分	国又は地域
① 会社等（導管会社等を除く）	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令においてその国又は地域の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域
② 導管会社等	その設立された国又は地域
③ 恒久的施設等	恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国

5) 構成会社等の範囲 (付記 p121)

構成会社等（次頁(2)参照）は、次に掲げるものとされる。

①	上記 3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
②	①に掲げる会社等の恒久的施設等
③	上記 3)の②に掲げる会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
④	③に掲げる会社等の恒久的施設等

6) 対象会計年度（付記 p121）

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結財務諸表等の作成に係る期間とされる。

7) 税額の計算（p98、付記 p121）

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に 100 分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額とされる。

8) 申告及び納付等（p98、付記 p121）

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に行うものとされる。

ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しないこととされる。

9) その他（p98、付記 p130）

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

(2) 国際最低課税額（付記 p122）

国際最低課税額（下記 3)参照）は、構成会社等である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額（下記 1)参照）のうち、次に掲げる会社等に配賦される会社等別国際最低課税額（下記 2)参照）に対して内国法人の所有持分等を勘案して計算した帰属割合を乗じて計算した金額の合計額とされる。

①	その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等（わが国を所在地国とするものを除く）
②	その特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等※（わが国を所在地国とするものを除く）

※ 「共同支配会社等」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) 最終親会社等の連結財務諸表等において持分法が適用される会社等で、その最終親会社等が直接又は間接に有する所有持分の割合が 50%以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の一定の会社等を除く）
- (ii) (i)に掲げる会社等の連結財務諸表等にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
- (iii) (i)又は(ii)に掲げる会社等の恒久的施設等

1) グループ国際最低課税額の計算（付記 p122）

グループ国際最低課税額は、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とを合計した金額とされる。

このうち、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額とされる。

区分	金額
① 構成会社等の所在地国における国別実効税率（※1）が 15%（基準税率）を下回り、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額（※2）がある場合	$A + B + C - D$ （マイナスの場合は零） （注） A・・・その所在地国に係る当期国別国際最低課税額（※3） B・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額（※4） C・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額（※5） D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税（※6）の額
② 構成会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合	$A + B - C$ （マイナスの場合は零） （注） A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 C・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税の額
③ 構成会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合	【原則】 $A + B - D$ （マイナスの場合は零） 【例外】 国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が特定国別調整後対象租税額を超える場合

	<p>A + B + C - D (マイナスの場合は零)</p> <p>(注) A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 B・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 C・・・国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額からその所在地国に係る特定国別調整後対象租税額 ((A)に掲げる金額から(B)に掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう) を控除した残額 (A) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額の合計額 (B) その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額 D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税の額</p>
--	---

- ※1. 「国別実効税率」とは、国別調整後対象租税額（その構成会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額（下記 5)参照）の合計額をいう）が、国別グループ純所得の金額のうちに占める割合をいう。
- ※2. その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額（個別計算所得等（下記 4)参照）の金額が零を超える場合におけるその零を超える額をいう）の合計額からその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額（個別計算所得等の金額が零又は零を下回る場合のその零又はその零を下回る額をいう）の合計額を控除した残額をいう。
- ※3. (i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額に、基準税率からその所在地国における国別実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。
- (i) 国別グループ純所得の金額
- (ii) 次に掲げる金額の合計額（実質ベースの所得除外額）
- ✓ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る給与その他の一定の費用の額の 5%（経過措置あり）に相当する金額
 - ✓ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の有形固定資産その他の一定の資産の額の 5%（経過措置あり）に相当する金額
- ※4. その対象会計年度前に開始した各対象会計年度（以下「過去対象会計年度」）における当期国別国際最低課税額につき再計算を行うことが求められる場合において、当初の当期国別国際最低課税額がその過去対象会計年度終了の日後に生じた一定の事情を勘案して再計算を行った当期国別国際最低課税額に満たないときのその満たない金額をいう。
- ※5. 課税分配法（国別実効税率の計算において、特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等の所得について、その所得が分配されたときに、その各種投資会社等の持分を有する構成会社等の所得として計算する方法をいう）を適用した構成会社等（各種投資会社等に該当するものに限る）について、個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。
- ※6. わが国以外の国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（その国又は地域における国別実効税率に相当する割合が基準税率に満たない場合のその満たない部分の割合その他の事情を勘案して計算される金額を課税標準とするものに限る）又はこれに相当する税をいう。

なお、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算については、基本的に「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」の計算と同様とされる。

2) 会社等別国際最低課税額の計算（付記 p126）

会社等別国際最低課税額は、「グループ国際最低課税額」のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（わが国を所在地国とするものを除く）の所在地国に係る上記 1)の①から③までに定める金額に、その構成会社等の個別計算所得金額がその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額のうち占める割合等乗じて計算した金額とされる。

なお、共同支配会社等（わが国を所在地国とするものを除く）に係る会社等別国際最低課税額の計算についても、基本的に構成会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算と同様とされる。

3) 国際最低課税額の計算（付記 p127）

国際最低課税額は、内国法人が所有持分を有する次に掲げる構成会社等（恒久的施設等を除く。3)において同じ）の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額を合計した金額とされる。

区分	金額
① その内国法人※1がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（②に掲げるものを除く）	$A \times B$ （注） A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合（その内国法人の所有持分等を勘案して計算した割合をいう）
② その内国法人※1がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等※2	$A \times B - C$ （マイナスの場合は零） （注） A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合 C・・・A×Bのうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として計算した金額

※1. その構成会社等の最終親会社等、中間親会社等（その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の一定の要件を満たす中間親会社等を除く。※2において同じ）又は被部分保有親会社等（その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等がその被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合におけるその被部分保有親会社等を除く。※2において同じ）に限るものとし、その所在地国がわが国でないものを除く。

※2. 当該他の構成会社等（その構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に該当するものに限る）がその構成会社等のその対象会計年度に係る国際最低課税額等（その対象会計年度に係る国際最低課税額及び外国におけるこれに相当するものをいう）を有する場合におけるその構成会社等に限る。

なお、内国法人が所有持分を有する共同支配会社等に係る国際最低課税額の計算については、基本的に内国法人が所有持分を有する構成会社等に係る国際最低課税額の計算と同様とされる。

4) 個別計算所得等の金額の計算（付記 p128）

個別計算所得等の金額は、当期純損益金額（最終親会社等の連結財務諸表等の作成の基礎となる構成会社等の純損益をいう）につき、次に掲げる調整等を行って計算した金額とされる。

- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その恒久的施設等に係る個別財務諸表があるときは、その個別財務諸表に基づいて、当該純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その恒久的施設等に係る個別財務諸表がないときは、その恒久的施設等が独立した会社等であるものとして、当期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 当期純損益金額のうちに含まれる次に掲げる金額等を除外する
 - 構成会社等が1年以上保有している所有持分又は一定の保有割合を有する所有持分に係る受取配当等の金額
 - 国際海運所得等の金額

なお、共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額の計算については、基本的に構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算と同様とされる。

5) 調整後対象租税額の計算（付記 p128）

調整後対象租税額は、国別実効税率を計算するための基準とすべき税の額として構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益額に係る対象租税（構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税その他の一定の税をいう）の額及び税効果会計の適用により計上される対象租税の調整額につき、次に掲げる調整等を行って計算した金額とされる。

- 個別計算所得等の金額の計算上、恒久的施設等に帰せられる当期純損益金額がある場合には、その当期純損益金額に対応する対象租税の額についても、恒久的施設等に帰せられる金額を計算する
- 外国子会社合算税制又は外国におけるこれに相当する税制により構成会社等又は共同支配会社等の所得相当額に対して課された税額について、一定の方法によりその構成会社等又は共同支配会社等に配分を行う

(3) 適用免除基準（付記 p129）

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。(3)において同じ）が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その構成会社等の所在地国における当期別国際最低課税額は、ないものとされる。

①	その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として計算した金額が1,000万ユーロ相当額に満たないこと
②	その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として計算した金額が100万ユーロ相当額に満たないこと

なお、共同支配会社等に係る適用免除基準についても、基本的に構成会社等に係る適用免除基準と同様とされる。

(4) 特定基準法人税額に対する地方法人税（国税）（仮称）の創設（p98、付記 p130）

1) 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課することとされる。

2) 税額の計算

- 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に907分の93の税率を乗じて計算した金額とされる
- 特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額とされる（附帯税の額を除く）

3) 申告及び納付等

特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされる。

4) その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

(5) 情報申告制度の創設（p99、付記 p130）

1) 概要

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、次に掲げる事項その他必要な事項及び上記(3)の適用を受けようとする旨等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。

- 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称
- その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率
- その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額

2) 提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供をわが国に対して行うことができると認められるときは、その特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務者である内国法人の提供義務を免除することとされる。

ただし、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務が免除される内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に関する情報（最終親会社等届出事項）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。

3) その他

特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚偽報告に対する罰則が設けられる。

(6) 適用関係（p99、付記 p131）

1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（上記(1)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

2) 特定基準法人税額に対する地方法人税（上記(4)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用される。

3) 情報申告制度（上記(5)）

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用される。



POINT:

令和 4 年 10 月に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第 1 の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第 2 の柱」）の 2 つの柱からなるが、今般、「第 2 の柱」について、わが国において導入が進められる。

令和 5 年度税制改正においては、「第 2 の柱」のうち、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われ、軽減課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）については、国際的な議論を踏まえ、令和 6 年度税制改正以降の法制化が検討されている。

令和 5 年度税制改正において法制化される所得合算ルールは法人税の枠組みとして整理され、申告及び納付は、情報申告期限である各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に行うものとされている（ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しないこととされている）。なお、本ルールは内国法人の令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度から適用される。

2. 外国子会社合算税制等の見直し（p99）

外国子会社合算税制等について、次の見直しが行われる。

- 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除される
- 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとされる
 - 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
 - 部分適用対象金額が 2,000 万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（株主等に関する事項を記載するものに限る）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされる
- その他所要の措置が講じられる

上記の改正は、内国法人の令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用される。



POINT:

いわゆる第 2 の柱の所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）の導入に併せて外国子会社合算税制についても一定の緩和が行われた。施行時期も IIR 導入と同様に令和 6 年 4 月 1 日となっている。施行までにさらに追加的な改正が行われる可能性が高く、今後も進展を見守る必要があると考えられる。

個人所得税

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の抜本的拡充・恒久化（p23）

NISA については、令和 6 年以降は以下の取扱いとされ、恒久的な措置とされる。

- 非課税保有期間：無期限化
- 口座開設可能期間：期限を設けない

また、年間投資上限額及び合計の非課税限度額について、次のとおり拡充される。

種類（併用可能）	概要	年間投資上限額	非課税限度額
つみたて投資枠	一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（現行のつみたてNISAに相当）	120万円	成長投資枠と合計で1,800万円—
成長投資枠	上場株式等への投資が可能な投資枠（現行の一般NISAに相当）	240万円	1,200万円
合計		360万円	1,800万円

現行の一般NISA及びつみたてNISAは令和5年末で買付けを終了することとされるが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の外枠で、現行の取扱いが継続される。



POINT:

現行のNISAの年間投資上限額（つみたてNISA：40万円、一般NISA120万円）と比較すると、つみたて投資枠は3倍、成長投資枠は2倍と大幅に拡充されており、これにより中間層の資本市場への参加とその果実の享受を後押しすることを目指している。

2. スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設（エンジェル税制の拡充・改正）（p26）

保有株式を元手に売却し、スタートアップへに再投資する場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度が創設される。

具体的には、中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、一定の要件を満たす特定株式（その会社の設立の際に発行される株式）を払込みにより取得をした場合には、その取得をした年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額から、以下のいずれか低い金額を控除することが可能で、この特例は従来のエンジェル税制による特例との選択適用となる。

- その特定株式の取得に要した金額の合計額
- その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（20億円を超える場合には、20億円）

なお、従来のエンジェル税制についても、所要の改正が行われる。



POINT:

従来のエンジェル税制の対象となる法人は、その法人の設立経過年数に応じて、新事業活動従事者数の要件などが定められているが、この非課税措置では対象となる法人の要件が別途定められており、エンジェル税制を拡充するものと考えられる。

3. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（p32）

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が導入される。

具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとされる。

$$(\text{所得金額} - 3 \text{億} 3,000 \text{万円}) \times 22.5\% > \text{基準所得税額} (*)$$

➡ その超える金額（（所得金額－3億3,000万円）×22.5%－基準所得税額）に相当する所得税が課される

（*）基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は対象から除外され、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とされる。

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用される。



POINT:

一般株式の配当等、上場株式の配当等、又はその譲渡所得等については、分離課税の対象とすることが可能で、この場合所得税については15%の税率が適用される。所得の総額がこのような課税の対象となる投資所得である場合を考えると、おおむね所得金額が10億円程度を超えるとこの制度の対象になるものと考えられる。

4. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例がある場合の納税猶予の見直し (p36)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予について、次の措置がとられる。

- 納税猶予の適用を受けようとする者が質権の設定がされていないこと等の要件を満たす非上場株式を担保として提供する場合において、その者が当該非上場株式を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずにその担保の提供ができることとされる
- 納税猶予の適用を受けようとする者は、その有する質権の設定がされていないこと等の要件を満たす持分会社の社員の持分について、その者が当該持分会社の社員の持分を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出する場合には、その担保の提供ができることとされる

贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予についても同様の措置がとられる。



POINT:

国外転出時課税の対象となる場合に、納税の猶予を適用するためには、担保の提供をする必要があるが、これまで非上場株式を担保に提供するためには、株券を発行してもらう必要があり、このことが納税の猶予を適用するための阻害要因となる場合があったが、この点について改正が行われる。

資産課税

1. 相続時精算課税制度の見直し (p42)

相続時精算課税制度について、次の見直しが行われる。

改正案	適用
相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とされる。	令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用
相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされる。	令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用

2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し (p42)

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされる。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用される。

**POINT:**

令和 9 年 1 月以後に相続が開始した場合に加算期間が順次延長されるため、相続の開始前 7 年以内の贈与財産が相続税の課税価格に加算されるのは令和 13 年 1 月以後に相続が開始した場合となる。

なお、令和 8 年 12 月以前に相続が開始した場合には現行同様に相続の開始前 3 年以内の贈与財産が相続税の課税価格に加算される。

3. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し (p42)

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置がとられ、適用期限が以下のとおり延長される。

項目	改正案	適用
教育資金	信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超えるときは、受贈者が 23 歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額が、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされる	令和 5 年 4 月 1 日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用
	受贈者が 30 歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとされる	令和 5 年 4 月 1 日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用
	本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が追加される	令和 5 年 4 月 1 日以後に支払われる教育資金について適用
	適用期限を 3 年延長	—
結婚・子育て資金	受贈者が 50 歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとされる	令和 5 年 4 月 1 日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用
	適用期限を 2 年延長	—

消費課税

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る見直し (p77)

令和 5 年 10 月 1 日から施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関連し、以下の経過措置が設けられる。

項目	改正案（経過措置の内容）
適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置	適格請求書発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に 8 割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることができる。
一定規模以下の事業者に係る仕入税額控除に関する経過措置	基準期間における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められる。

なお、全ての適格請求書発行事業者に対して、以下の規定が適用される。

項目	改正案
少額な適格返還請求書の交付義務免除	売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除される。 この改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用される。

また、適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しが行われる。

項目	改正案
登録申請書の提出期限	免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととされる。 この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなされる。
登録の取消しを求める届出書の提出期限	適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととされる。
登録等に関する経過措置を適用した場合の取扱い	適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされる。 この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされる。

納税環境整備

1. 電子帳簿等保存制度の見直し (p102)

国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、以下の緩和措置がとられる。

項目	改正案	適用
電磁的記録等による保存制度	一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲が仕訳帳、総勘定元帳、その他一定の記載事項に係る帳簿に限定される。	令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
スキャナ保存制度	スキャナ保存制度については、以下の見直しが行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止される ■ 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件が廃止される ■ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定される 	令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用
電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置がとられる <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにし 	令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用

	<p>ている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者が次のとおりとされる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その判定期間における売上高が 5,000 万円以下（現行：1,000 万円以下）である保存義務者 ● その電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者 <p>➤ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止される</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができるとされる ■ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止される 	
--	---	--



POINT:

令和 3 年度税制改正で講じられた過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を限定して合理化・明確化することにより一層の普及・一般化が図られている。

スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置が講じられる。

電子取引制度について、現行の宥恕規定が令和 5 年 12 月 31 日に廃止される一方で、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられる。

その他

1. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(p21)

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するための税制措置が予定されている。これらの措置は、令和 6 年度以降複数年かけて段階的に実施することとされ、令和 9 年度において、1 兆円強を確保することとされている。

具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置がとられる予定である。

税目	措置案	施行時期
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな付加税が課される <ul style="list-style-type: none"> ➤ 付加税 = 法人税額 × 税率 4～4.5% ➤ 中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円が控除される 	令和 6 年以降の適切な時期
所得税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当分の間、新たな付加税が課される <ul style="list-style-type: none"> ➤ 付加税 = 所得税額 × 税率 1% ■ 復興特別所得税：税率が 1% 引き下げられるとともに、課税期間が延長される <ul style="list-style-type: none"> ➤ 延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとなる 	
たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3 円 / 1 本相当の引上げが、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施される 	



令和5年度税制改正トピックス

令和5年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001